

平成 26 年 8 月 15 日

学 生 各 位

学生課生活支援係

台風第 11 号および第 12 号により被害を受けた世帯の学生に対する
日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用について

下記に該当する者で、申し込みを希望する場合は、学生課生活支援係
(4 番窓口)に来て下さい。

記

対象地域(災害救助法適用地域)

○台風第 11 号

【高知県】高知市

長岡郡大豊町

高岡郡四万十町

【徳島県】那賀郡那賀町

○台風第 12 号

【高知県】吾川郡いの町

対象者

対象地域で被災し、被害を被った世帯の学生

適用地域等の準用

上記対象地域の近隣地域で、同等の被害を被った世帯の学生
並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の被害
を被った場合も適用地域に準じて取り扱う

申出期限

平成 26 年 8 月 28 日(木)

担 当

学生課生活支援係(4 番窓口)